第明三治二十種郵便物認可
三十五年三月三十一日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

官報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 10 日　　大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間820円」を「１時間827円」に改める。